

部活動に係る活動方針

福山市立【 城北 】 中学校

1 基本方針

自主的な活動を通し、心身を鍛え、自らを律しつつ、自己の個性や能力を伸ばそうと挑戦し続ける態度を身に付ける。
生徒が課題解決に向けて様々な人々と協働し、自己理解を図ることを通して、豊かな人間性や社会性を育てる。

2 適切な運用のための体制

部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。校長は、それらの内容を確認し、生徒が安全にスポーツ活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう指導・助言を行う。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

校長は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が2013年（平成25年）5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症事故の予防 やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部についても同様とする。
熱中症事故の予防については、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施し、場合によっては活動の中止や延期、見直し等の対応を行う。
一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交流等を通じて、多様なニーズや意見等を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する。

4 適切な休養日等の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、翌週の中で休養日を他の日に振り替える。
1日の活動時間は平日は2時間程度とする。
学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
活動日時、休養日については部活動計画で示す。

5 学校単位で参加する大会等

- ・学校体育団体の主催、共催する大会とする。
- ・その他の大会等については、方針の趣旨に則り、校長が認める大会のみとする。